

au でんき供給約款（関西電力・auEL） 料金表 新旧対照表〔2022年7月1日実施〕

改定前（旧）	改定後（新）
au でんき供給約款（関西電力・KDDI） 料金表	au でんき供給約款（関西電力・auEL） 料金表
<p>au でんき供給約款（関西電力・KDDI）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定めます。本料金表のほか、KDDIのWEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびにau でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連するKDDIが定める諸規程（KDDIが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>	<p>au でんき供給約款（関西電力・auEL）（以下「au でんき約款」といいます。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、au エネルギー&ライフ 株式会社（以下「auEL」といいます。）が定めます。本料金表のほか、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）のWEB de 請求書ご利用規約、au かんたん決済会員規約、「請求統合」に係る取扱い規約および「KDDI まとめて請求」に係る取扱い規約（以下、これらを併せて「関連規程」といいます。）ならびにau でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関連するauEL または KDDIが定める諸規程（auEL または KDDIが別にWEBサイト等において公表するご利用条件等を含みますが、これらに限られません。以下「諸規程」といいます。）は、本料金表の一部を構成するものとします。本料金表と諸規程との間に矛盾、抵触が生じた場合は、当該諸規程を優先して適用するものとします。</p>
<p>1 契約種別 (略) 1-1 でんきMプラン（関西） (略) (3) 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと関西電力およびKDDIとの協議によって行います。 (略) 1-2 でんきLプラン（関西） (略) (4) 契約容量 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表4（契約容</p>	<p>1 契約種別 (略) 1-1 でんきMプラン（関西） (略) (3) 最大需要容量 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと関西電力およびauELとの協議によって行います。 (略) 1-2 でんきLプラン（関西） (略) (4) 契約容量 (略) □ お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表4（契約容</p>

量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、関西電力、**KDDI**または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(略)

1 - 3 低圧電力 (関西)

(略)

(4) 契約電力

(略)

□ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、関西電力、**KDDI**または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(略)

2 承諾の限界および遵守事項

(1) 承諾の限界

KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族による au でんき約款で定める **KDDI** サービスの利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（**KDDI** の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) 遵守事項

(略)

□ 他人になりすまして各種サービスを利用する行為

(略)

ニ **KDDI** のサービスの運営を妨げる行為

量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、関西電力、**auEL**または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(略)

1 - 3 低圧電力 (関西)

(略)

(4) 契約電力

(略)

□ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 4(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、関西電力、**auEL**または当該一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(略)

2 承諾の限界および遵守事項

(1) 承諾の限界

auEL は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、お客さままたはお客さまの同居の家族による au でんき約款で定める **KDDI** サービスの利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（**auEL** または **KDDI** の他のサービスの料金および既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) 遵守事項

(略)

□ 他人になりすまして **auEL** または **KDDI** の各種サービスを利用する行為

(略)

ニ **auEL** または **KDDI** のサービスの運営を妨げる行為

<p>4 料金の算定期間</p> <p>料金の算定期間は、1の暦月の起算日（KDDIが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦日の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。</p>	<p>4 料金の算定期間</p> <p>料金の算定期間は、1の暦月の起算日（auELが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦日の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。</p>
<p>6 日割計算</p> <p>(1) KDDIは、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(略)</p>	<p>6 日割計算</p> <p>(1) auELは、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(略)</p>
<p>8 料金等の支払い</p> <p>(1) 料金その他のauでんき約款および料金表によってKDDIに支払いを要することとなったお客さまの債務（以下「料金等」といいます。）については、KDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、KDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 料金について、KDDIは、KDDIに特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDIの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、KDDIが承諾した場合には、KDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(略)</p>	<p>8 料金等の支払い</p> <p>(1) auELは料金その他のauでんき約款および料金表に基づく債権（以下「料金等」といいます。）について、KDDIに譲渡するものとし、お客さまは、auELまたはKDDIが定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所または金融機関等において支払っていただきます。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 料金について、auELまたはKDDIは、auELまたはKDDIに特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、auELまたはKDDIの指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。</p> <p>(4) お客さま等からのお申し出により、auELまたはKDDIが承諾した場合には、auELまたはKDDIが指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取り扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取り扱いを行います。</p> <p>(略)</p>
<p>9 延滞利息</p> <p>お客さまは、料金等（これらにかかる消費税および地方消費税相当額ならびに延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間のKDDIが定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）で計算してえた額を延滞利息として、KDDIが指定する期日までに支払っていただきます。</p>	<p>9 延滞利息</p> <p>お客さまは、料金等（これらにかかる消費税および地方消費税相当額ならびに延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間のauELまたはKDDIが定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）で計算してえた額を延滞利息として、auELまたはKDDIが指定する期日までに支払っていただきます。</p>
<p>10 違約金</p>	<p>10 違約金</p>

<p>(1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDIは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDIが決定した期間といたします。</p>	<p>(1) お客さまが次のいずれかに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、auELは、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、auELが決定した期間といたします。</p>
<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、KDDIは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめKDDIの指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまからKDDIにその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>	<p>11 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>なお、auELは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめauELの指定するホームページで公開いたします。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定</p> <p>(略)</p> <p>□ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまからauELにその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。</p> <p>なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p>
<p>12 燃料費調整</p>	<p>12 燃料費調整</p>

<p>(略)</p> <p>(3) 燃料費調整単価等の掲示</p> <p>KDDI は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を KDDI の指定するホームページで公開いたします。</p>	<p>(略)</p> <p>(3) 燃料費調整単価等の掲示</p> <p>auEL は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を auEL の指定するホームページで公開いたします。</p>
<p>13 契約者等に係る情報の利用</p> <p>au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 KDDI の定める「KDDI プライバシーポリシー (https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/)」が適用されます。</p>	<p>13 契約者等に係る情報の利用</p> <p>au でんき約款および本料金表による電気供給サービスに関して取得したお客さまに関する情報の取扱いについては、別途 auEL の定める「au エネルギー & ライフ プライバシーポリシー (http://kddi-l.jp/X96)」が適用されます。</p>
<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2022 年 4 月 1 日から実施いたします。</p>	<p>附 則</p> <p>この料金表の実施期日</p> <p>この料金表は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。</p>